平成 8年12月12日
建設局長決裁
全部改正　令和 4年11月25日
一部改正　令和 5年12月 1日
令和 8年10月29日

大 雪 時 の 対 応 指 針

第１章　総則

１　目的

この指針は、冬期の勤務体制や、情報収集・提供などの連絡体制、大雪時の除排雪作業などについて具体的な行動計画をあらかじめ定めることにより、雪害を未然に防止し、あるいは最小化することを目的とするものである。

２　指針の位置付け

この指針は、災害対策基本法（昭和36年11月15日制定）第42条の規定に基づき作成された「札幌市地域防災計画」の「雪害対策編」に示される道路除排雪対応に関する業務計画として定める。

３　定義

大雪とは、ほぼ連続した降雪で、降り始めからの降雪量が概ね30㎝に達した、又は達することが予想される場合をいう。

雪害とは、大雪や暴風雪などにより、道路の通行障害や公共交通機関の運休が市内各所で発生する等、市民生活に大きな影響が及んでいる、又は及ぶことが予想される場合をいう。

第２章　組織計画

１　札幌市緊急除排雪実施本部

（１） 本部の設置・廃止基準

雪害の防止又は解消に向けた道路除排雪作業（以下「雪害対応」という。）が必要となった場合又はその他市長が必要と認めた場合には、札幌市緊急除排雪実施本部（以下「実施本部」という。）を設置するものとする。

実施本部は、実施本部長が、気象予報や作業の進捗状況を踏まえ雪害対応が概ね完了したと認める場合に廃止するものとする。

（２） 実施本部の構成

実施本部の構成は「札幌市緊急除排雪実施本部組織図」（別図１）のとおりとする。

（３） 実施本部会議

実施本部長は、必要に応じて実施本部会議を招集し、議長となり会務を統括する。なお、実施本部会議は、雪害対応の状況等により一部の実施本部員の出席をもって開くことができるものとする。

① 実施本部会議は、実施本部長、副実施本部長、実施本部員及び実施本部長が指名するその他の職員をもって構成するものとする。

② 実施本部会議において協議すべき事項は次のとおりとし、本部員の所掌事務は「札幌市緊急除排雪実施本部事務分掌」（別表１）のとおりとする。

ア 積雪深や気象状況、排雪作業の進捗状況等の大雪時の局面（以下「フェーズ」という。）の判断

イ 応援体制その他、雪害対応の総合調整に関すること

ウ その他の実施本部長が必要と認める事項

（４） 実施本部事務局

① 実施本部事務局は、建設局雪対策室（以下「雪対策室」という。）及び建設局総務部によって構成し、事務局員は、当該部の職員をもって充てるものとする。

② 実施本部事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

ア 実施本部会議の招集・運営に関すること

イ 雪害対応の情報収集及び整理に関すること

ウ 気象情報などの収集及び各部への伝達に関すること

２ 区土木部及び雪対策室

（１） 体制

区土木部及び雪対策室は、大雪又は暴風雪の各警報発表時や、積雪により十分な通行幅員が確保できなくなることが予想される場合、実施本部がフェーズに応じた対策が必要と判断した場合など、気象状況や道路状況に応じて警戒体制又は緊急除排雪体制をとり、所要の業務を行うものとする。

区の業務は、除雪対策委員会要綱（昭和53年10月20日市長決裁）に基づく区除雪対策委員会の組織体制において実施するものとする。

（２） 体制の設置・解除基準

体制の設置・解除基準は「体制の設置基準」（別表２）、「体制の解除基準」（別表３）のとおりとする。

（３） 体制設置時の業務内容等

体制設置時の業務内容や編成、その他必要な事項はあらかじめ定めておくものとする。

第３章　情報連絡計画

１　連絡体制

各区土木部は、各体制において必要の都度、危機管理局危機管理部（以下「危機管理部」という。）及び雪対策室へ、降雪や除排雪作業の進捗等の状況を連絡するものとする。関係部局への連絡は、事項に応じて危機管理部又は雪対策室が行うものとする。

２　連絡方法

札幌市防災情報システム（Di-sys）、電話及びメール等により迅速に行うものとする。

第４章　広報活動計画

大雪時又は雪害時（以下「大雪時等」という。）における市民生活の混乱を防止するために、連絡系統その他必要な事項に関し、あらかじめ所要の体制を確立し、情報を迅速かつ適切に市民に提供するものとする。

１　情報項目

次の情報から必要なものを市民に提供するものとする。

（１） 除排雪作業に関する情報

（２） 道路情報（通行止め）

（３） その他必要な情報

２　広報方法及び連絡系統

市民への情報提供は、雪対策室から広報部を通じて報道機関に要請するとともに、ホームページ・SNSの活用や町内会での回覧等により行うものとする。

第５章　大雪時等の除排雪作業

１　重要路線

（１） 重要路線の定義

重要路線とは、市が管理する道路のうち、緊急輸送道路やバス路線など、大雪時等においてライフラインを確保するために優先して除雪又は排雪を行う必要のある路線をいう。

（２） 重要路線の選定

市民生活の安全や道路交通機能の確保、除排雪作業の円滑な実施等を勘案して以下の路線から選定し、各区があらかじめ定めておくものとする。

・北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会で、第１次～第３次緊急輸送道路に指定された区間
・雪対策施設までのアクセス路
・全てのバス路線
・その他、交通量が多く特に優先度が高いと認められる路線

２　幹線道路の緊急除排雪作業

（１） 道路状況の把握

大雪時等には、重要路線を中心に、市が管理する道路のパトロール等を行い、幅員や路面の状況を適切に把握することとする。

（２） 幹線道路の緊急除排雪作業の実施判断

バス路線等のライフラインを確保するため、緊急的に除排雪を行う必要があると当該区の維持管理課長等が判断した場合は、雪対策室と協議のうえ、緊急除雪又は緊急排雪を実施することとする。

（３） 作業の優先順

幹線道路の緊急除排雪作業は、重要路線を優先して実施することとする。

３　フェーズに応じた対策

実施本部が「フェーズ判断基準」（別表４）に基づき、フェーズに応じた対策が必要と判断した場合、区は下記の業務を行うものとする。

（１） フェーズ１

大雪への備えとして、運搬排雪の前倒しと強化を図る。

① 幹線道路

・該当区は雪出排雪で運搬排雪を実施する。ただし、着手が遅くなる路線は暫定措置として拡幅除雪等の実施を検討する。
・作業は重要路線から実施する。
・雪対策室は、市内部の工事発注部局にダンプトラックの派遣を要請する。

② パートナーシップ排雪の前倒しの必要性の検討

・該当区は生活道路の幅員や路面の状況、幹線道路の排雪作業の進捗状況に応じて、パートナーシップ排雪の前倒しについて検討する。

（２） フェーズ２

大雪時等における一部の区の作業の遅れを取り戻すため、作業体制の強化等を実施する。

・各区は、自区道路維持除雪業務受託者に対し該当区への排雪作業班やダンプトラックの派遣を要請する。

・雪対策室は、市内部の工事発注部局や関係団体に対し、排雪作業班やダンプトラックの応援を要請する。

（３） フェーズ３

パートナーシップ排雪は全区で取りやめ、札幌市が生活道路の緊急除排雪を実施する。

① 作業の効率化を図るため、各区が道路状況に応じて、生活道路を地域交通の主要路線とそれ以外の路線に分け、主要路線を優先して除排雪作業を行う。

② 主要路線は、以下の路線から選定することとする。

・ダンプトラックの経路となる路線。

・主要路線以外の路線の作業に必要な堆雪スペースを確保する必要がある路線。

・地域の抜け道など、交通量が多い重要な路線。

③ 市民助成トラックの利用を予定している団体には、緊急除排雪への移行を確認し、移行する場合は、札幌市が生活道路の緊急除排雪を実施する。

④ パートナーシップ排雪制度において申込のある私道は、札幌市が緊急除排雪を実施する。

⑤ フェーズ２の応援要請に加え、雪対策室は、他道路管理者等に排雪作業班やダンプトラックの応援を要請する。

第６章　大雪時等の雪対策施設の確保

大雪時等には、時期や降雪量、雪堆積場への搬入状況等に応じて、融雪施設の稼働期間延長及び雪堆積場の緊急開設等の対応をとるものとする。

また、あらかじめ緊急開設に伴う留意点等を記載した緊急用雪堆積場カルテを作成しておくものとする。

（１） 公共専用雪対策施設

① フェーズ１

・融雪施設の稼働開始時期の前倒し

② フェーズ２

・緊急用雪堆積場、雪置き場等の開設

・他道路管理者との雪堆積場相互利用の拡大

③　フェーズ３

・緊急用雪堆積場、雪置き場等の追加開設

・他道路管理者との雪堆積場相互利用の追加拡大

・融雪施設の稼働期間延長

・公園や学校グラウンドへの雪入れ

・河川敷地雪堆積場の嵩上げ

（２）　一般受入雪堆積場

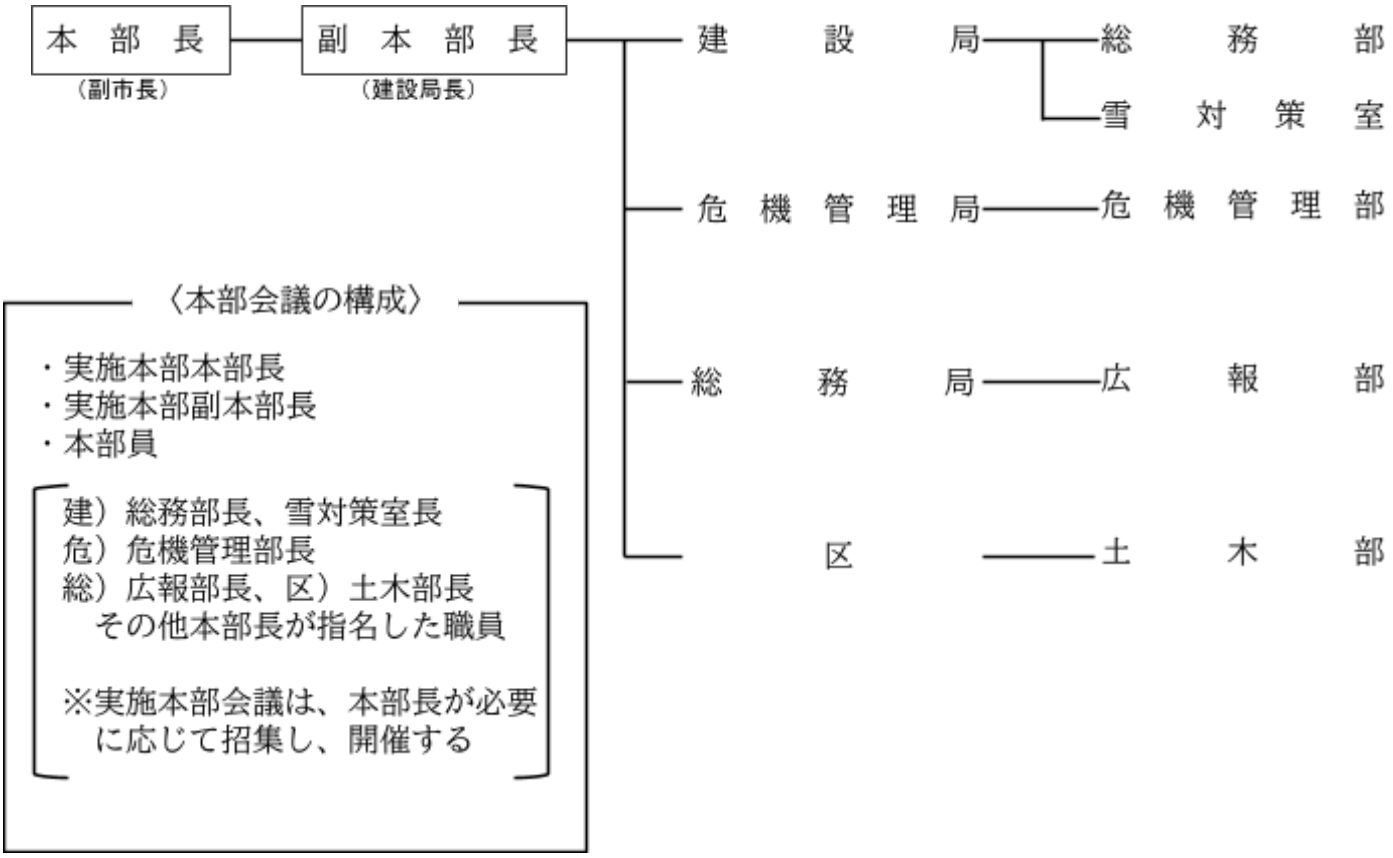
搬入状況や今後の搬入可能量を勘案し、緊急用雪堆積場を開設

第７章　大雪時の対応マニュアル

第１章から第６章に基づく対応マニュアルを作成し、雪対策室と区土木部が共有しておくものとする。

別図１

札幌市緊急除排雪実施本部
組織図



札幌市緊急除排雪実施本部事務分掌

別表1

担　当　部	所　掌　事　務
総務部	・道路の通行禁止及び制限の措置に係る総合調整並びに周知に関すること ・警察、東日本高速道路株式会社、国道管理事務所等の関係機関との総合調整に関すること
雪対策室	・実施本部会議の招集・運営に関すること ・除排雪作業状況の情報収集及び整理に関すること ・気象情報などの収集及び各部への伝達に関すること
危機管理部	・自衛隊との総合調整に関すること
広報部	・気象情報及び道路除排雪作業状況などの市民への情報提供及び注意喚起に関すること
区土木部	・区内の道路交通状況及び積雪・降雪状況の収集に関すること ・市民からの問い合わせ対応に関すること ・除雪センターとの相互連絡に関すること ・道路の通行禁止及び制限の措置に関すること

体制の設置基準

別表２

体制	設　置　基　準
警戒体制	１　札幌市に大雪又は暴風雪警報が発表された場合 ２　札幌市に大雪又は風雪注意報が発表されており、予想降雪量や過去の同時期の積雪深との比較、道路パトロールの結果等を踏まえて、警戒体制の設置が必要と当該区の維持管理課長等が判断した場合 ３　交通事業者等から通行に支障があるとの通報を複数受けるなど、このままでは除雪水準が確保できなくなるおそれがあると当該区の維持管理課長等が判断した場合
緊急 除排雪体制	１　道路パトロールの結果、バス路線等のライフラインを確保するため、緊急的に除排雪を行う必要があると、当該区の維持管理課長等が判断し、雪対策室と協議の上、作業を実施することとした場合　※１ ２　フェーズに応じた対策などを行う必要があると、札幌市緊急除排雪実施本部が判断した場合　※２ ※１　職場での臨機な対応が伴わない場合には、雪対策室と協議の上、休日や夜間における職員配備の必要性を判断 ※２　作業の進捗状況や道路状況を確認し、札幌市緊急除排雪実施本部と協議の上、休日や夜間における職員配備の必要性を判断

体制の解除基準

別表３

体制	解　除　基　準
警戒体制	１　大雪又は暴風雪警報が解除された場合（所属長が体制の継続が必要と判断した場合を除く） ２　道路状況や気象予報等から、体制の維持が不要と当該区の維持管理課長等が判断した場合 ３　作業終了後の道路状況を確認の上、体制の維持が不要と当該区の維持管理課長等が判断した場合
緊急 除排雪体制	１　当該区の維持管理課長等が、バス路線等のライフラインの確保が概ね完了したことを確認の上、雪対策室と協議し、体制の維持が不要と判断した場合 ２　当該区の維持管理課長等が、作業の進捗状況や道路状況を確認の上、札幌市緊急除排雪実施本部と協議し、体制の維持が不要と判断した場合

フェーズ判断基準

別表４

フェーズ	判断時期	判断基準
1	12月中旬 ～１月上旬	下記①又は②の何れかと③に合致する場合 ①土木センターや除雪センター等の積雪深が50cm程度に達した場合 ②週間気象予報等から、土木センターや除雪センター等の積雪深が50cm程度に達することが見込まれる場合 ③札幌管区気象台発表の１か月予報で、さらに大雪が見込まれる場合
2	１月中旬 ～３月上旬	一部の区において、１月以降の除排雪作業の進捗に遅れが生じており、かつ土木センターや除雪センター等において、24時間降雪量30cm以上を概ね１か月の間に３回以上観測し、パートナーシップ排雪の着手又は完了が例年※より遅れることが見込まれる場合
3	１月中旬 ～３月上旬	半数以上の区において、１月以降の作業進捗又は土木センターや除雪センター等で30cm以上の24時間降雪を概ね１か月で３回以上計測したことなどから、パートナーシップ排雪の着手及び完了が例年※より遅れることが見込まれる場合

※例年のパートナーシップ排雪

・着手時期：１月下旬～２月上旬

・完了時期：２月下旬～３月上旬